

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：海洋水産資源開発促進法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称：海洋水産資源開発促進法に基づく届出を要さない行為の追加
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止
担当部局：水産庁漁政部企画課
評価実施時期：令和8（2026）年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)
<u>ii</u>
(該当理由)
・ 規制の緩和措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満であると見込まれるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「海洋再エネ法」という。）に基づいて行なわれる、洋上風力発電設備の設置等の行為を、海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号。以下「水産資源法」という。）上の届出を要しない行為に加えることで、洋上風力発電設備の設置等を行う事業者の負担を軽減する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 水産資源法において、都道府県は、その沿岸海域のうち、自然的条件等から漁業生産の拡大を図ることが相当と認められるものを、沿岸水産資源開発区域（以下「開発区域」という。）として指定することができ、開発区域内における海底掘削等の行為をしようとする者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならないとされている。また、開発区域以外の一定の海域で、漁業生産において重要な地位を占める海域を、海洋水産資源開発促進法施行令（昭和 46 年政令第 205 号。以下「水産資源法施行令」という。）で指定海域として定めており、指定海域における海底掘削等の行為をしようとする者は、都道府県知事（指定海域が 2 以上の都道府県知事の管轄に属し、又はその管轄が明確でないときは農林水産大臣）に届け出なければならないとされている。
- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 59 号。令和 8 年 4 月 1 日施行。）によって改正された海洋再エネ法については、令和 7 年改正前から、次の仕組みにより領海及び内水において洋上風力発電を促進してきた。
 - ① 経済産業大臣及び国土交通大臣は、我が国の領海及び内水の海域の一定の区域のうち、漁業に支障を及ぼさないこと等の要件に適合するものを、農林水産大臣等への協議及び都道府県知事からの意見聴取を経て、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「再エネ促進区域」という。）として指定し、
 - ② 当該区域内で海洋再生可能エネルギー発電設備の設置により事業を行う場合には公募により選定を受け、公募占用計画の提出・認定を受ける必要があることとされている。
 - ③ これに伴い、当該区域内の海域で、その占用、土砂の採取、施設・工作物の新設等をしようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととしている。
- ・ これに加え、更なる洋上風力発電の推進等のため、令和 7 年改正により、次の仕組みにより排他的経済水域（EEZ）においても洋上風力発電設備を整備することが可能となった。
 - ① 経済産業大臣は、領海外の排他的経済水域（EEZ）のうち漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと等の要件に適合する区域について、農林水産大臣等関係行政機関の長（関係する都道府県知事も含む。）への協議を経て、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域（以下「再エネ募集区域」という。）として指定し、
 - ② 当該募集区域内において、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣から、その設置に係る仮の地位の付与を受けた上で、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと等の基準に適合する場合に正式な許可を受け、
 - ③ 許可を受けた事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去を行うこととなる。
- ・ 上記の③の行為は、いずれも水産資源法上の届出を要する行為となっており、現行規定上は、海洋再エネ法における国土交通大臣及び経済産業大臣の許可とは別途、水産資源法に基づく、都道府県知事（又は農林水産大臣）への届出が必要となる、いわゆる二重規制の状態となっている。
- ・ 現時点において、水産資源法上の開発区域及び指定海域と海洋再エネ法上の再エネ促進区域で一部重複が

あり、今後、洋上風力発電設備の設置等が進んだ場合には、さらに重複が生じることが考えられる。政府として洋上風力発電を推進する方針が示されている中で、水産資源法、海洋再エネ法それぞれの政策目的に支障がない範囲で事業者の負担を軽減しておく必要がある。

- ・ この点、前述のとおり、再エネ促進区域又は再エネ募集区域の設定は、漁業への支障がないことが要件であり、かつ、農林水産大臣及び都道府県知事への意見聴取手続きを経るものであるとともに、実際の海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の際も漁業への支障がないことが要件とされている。このため、改めて水産資源法上の届出をさせる必要性が低いため、今回、水産資源法施行令を改正し、二重規制を解消することとする。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ 開発区域における行為で届出を要しないもの（水産資源法施行令第3条及び第4条）及び指定海域における行為で届出を要しないもの（同令第6条）に、海洋再エネ法に基づいて行う海洋再生可能エネルギー発電設備の設置等を加えることで、海洋再エネ法に基づいて行われる行為を、水産資源法上の届出を要しない行為とする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 本政令案によって、洋上風力発電設備を行う事業者は、洋上風力発電設備の設置等の際に、水産資源法上の届出が不要となることから、事業者にとっては、必要な書類を作成し、届け出るという負担が軽減される。
- ・ 仮に、必要な書類の作成、届出に1件当たり2時間を要とした場合、 $2,300 \text{ 円/時間} \times 2 \text{ 時間} = 4,600 \text{ 円/件}$ の削減効果が見込まれる。

※単価の算出方法

①令和6年賃金構造基本統計調査：一般労働者の賃金 330.4 千円/月（令和6年）

②令和6年度労働統計要覧：実労働時間 1,714 時間/年（令和6年）

③ $330.4 \text{ 千円/月} \div (1,714 \text{ 時間/年} \div 12 \text{ 月}) = 2,314 \text{ 円/時間} \approx 2,300 \text{ 円/時間}$

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 海洋再エネ法に基づいて、農林水産大臣及び都道府県知事への意見聴取手続きを経て、漁業への支障がないこと等を要件として、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置が可能な区域の設定が行われるため、水産資源法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事への届出が不要となっても、農林水産大臣又は都道府県知事の把握していない漁業に支障が生じるような海底掘削等の行為が行われることはなく、規制緩和に伴う負担は生じない。

<行政費用>

- ・ 海洋再エネ法に基づいて、農林水産大臣及び都道府県知事への協議が行われているものであるため、届出を不要とする代わりに新たなモニタリングの必要が生じるということもなく、規制緩和に伴う行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・ 規制の緩和によって、負担が発生することはないため、意見聴取する理由がないため。

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後5年を目途に事後評価を実施する。